

水銀含有ごみの分別収集および処分について

1 法的背景

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が平成27年6月19日に公布され、同法第16条から第18条までの規定については、平成28年12月18日から施行されることとなっている。

これを受けて、現在、本市では、水銀含有ごみの分別収集および処分について検討を進めているところである。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（抄）

（国の責務）

第16条 国は、市町村が水銀使用製品を適正に回収するために必要な技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（市町村の責務）

第17条 市町村は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第18条 水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、当該水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の消費者が水銀使用製品を適正に分別して排出することを確保することに資する情報を提供するよう努めなければならない。

2 水銀含有ごみの分別回収方法

平成27年12月に環境省から示された「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」を踏まえ、水銀含有ごみの分別収集について検討を進めた結果、市民にとって最も排出利便性の高いごみ集積所からの収集が望ましいとの結論に至り、現在、空きびん、空き缶、乾電池、古紙と同日の月2回の収集とすることで関係主体と調整を進めているところである。

なお、水銀含有ごみは、袋による排出とし、搬出先は秋田市総合環境センターとする。（集積所に水銀含有ごみの専用容器は設置しない。）

3 分別回収開始時期

法の施行が、平成28年12月18日であることから、施行前に開始したいと考えている。

4 対象とする水銀含有ごみ

国から示されている水銀含有ごみは、蛍光管、ボタン電池、体温計、血圧計、温度計となっている。

これらの品目のうち、ボタン電池は、拡大生産者責任等に基づく製造業者等による回収ルートが既に確立していること、また、他の電池等の金属製品が触れると、ショートし、発熱・破裂・発火するおそれがあることから、今回の分別収集の対象外とする方向で検討しているところである。

また、乾電池については、1990年代に国内で製造されていたものや海外で製造されているものには水銀が使用されている可能性があるものの、現在、国内で製造されているものには水銀が使用されていないことから、引き続き資源化物として分別収集する予定としている。

以上から、本市が分別回収の対象とする水銀含有ごみは、蛍光管、体温計、血圧計、温度計とする予定である。

5 分別区分と排出方法

水銀含有ごみを資源化物の一つとして分別することも可能ではあるものの、今回の分別回収の契機となった「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」は、水銀のリサイクルを目的としたものではなく、水銀等の環境への排出を抑制し、人の健康の保護および生活環境の保全を目的としたものである。

そのため、これまでの家庭ごみ、粗大ごみ、資源化物の区分に加え、新たに「水銀含有ごみ」を条例で規定することを予定している。

これにより、水銀含有ごみは、資源化物の袋ではない透明な袋で排出していただくこととなる。ただし、適当な袋がない場合は、排出利便性の観点から、資源化物の袋での排出も可能とする方向で検討している。

なお、家庭からの排出時は、処分施設での選別に係る人件費等を低減するため、「蛍光管」、「体温計・温度計」、「血圧計」の区分毎に透明な袋に入れて排出していただく予定としている。

6 水銀含有ごみの予想排出量

乾電池を除き、水銀含有ごみのほとんどは蛍光管であると予想される。

他都市への照会結果から、本市の蛍光管の予想排出量は年間約31t、1日当たりで約131kgを見込んでいる。

丸形32形蛍光管に換算すると1日当たり約595個（Pケース約40個分）、1集積所当たり約1個となる。

7 処分方法

分別収集した水銀含有ごみは、公益社団法人全国都市清掃会議（注）から「使用済み乾電池、使用済み蛍光灯の広域回収・処理センター」の指定を受けた野村興産(株)に処分を依頼する予定としている。

また、水銀が使用されている可能性のある乾電池についても、これまで通り同社に処分を依頼することとしている。

野村興産(株)では、水銀はもちろん、蛍光管のガラスや乾電池の亜鉛、マンガンもリサイクル可能となっている。

（注）公益社団法人全国都市清掃会議とは、全国の自治体（正会員）と企業（賛助会員）等が、市区町村の廃棄物行政の問題解決のために組織する公益社団法人である。

昭和60年8月に厚生省（現環境省）からの「使用済み乾電池の適正処理の推進を援助する組織体制の整備に関する依頼」に基づき、全国都市清掃会議内に「使用済み乾電池広域回収・処理連絡会」を設置し、全国の市町村を対象に「使用済み乾電池等の広域回収・処理計画」により分別・収集された使用済み乾電池等を運搬、処理・処分するシステムの運営・管理事業を「使用済み乾電池等広域回収処理事業」として昭和61年度から実施している。

8 総合環境センターに自己搬入された水銀含有ごみ

現在、分別促進の観点から、総合環境センターに自己搬入された「空きびん」「空き缶」「ペットボトル」「乾電池」については、無償で受入れをしている。水銀含有ごみも同様に、分別促進の観点から、無償での受入れを検討している。

9 周知方法

分別収集の実施にあたり、以下のとおりの周知方法を予定している。

- (1) 広報あきたに掲載
- (2) 「ごみの分け方・出し方」の全戸配布
- (3) 市政テレビおよびラジオ放送
- (4) 町内会での回覧

なお、分別収集開始以降も様々な広報媒体を通じて周知をしていく。